(3)　文化庁長官は、登録無形文化財の保持者等に対し、登録無形文化財の保存のため必要な指導又は助言をすることができることとした。（第七六条の一二関係）

㈣　登録無形文化財保存活用計画の認定

(1)　登録無形文化財の保持者等は、登録無形文化財の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができることとした。（第七六条の一三第一項関係）

(2)　文化庁長官は、(1)の申請があった計画の実施がその登録無形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をすることとした。（第七六条の一三第三項関係）

2　登録無形民俗文化財

㈠　無形の民俗文化財の登録

文部科学大臣は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができることとした。（第九〇条の五第一項関係）

㈡　登録無形民俗文化財の保存及び記録の公開

(1)　文化庁長官は、登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形民俗文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成等の措置を執ることができることとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者（以下「保存地方公共団体等」という。）に対してその保存に要する経費の一部を補助することができることとした。（第九〇条の七第一項関係）

(2)　文化庁長官は、登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができることとし、記録の所有者がその記録を公開する場合には、国は、その公開に要する経費を補助することができることとした。（第九〇条の八関係）

(3)　文化庁長官は、登録無形民俗文化財の保存地方公共団体等に対し、登録無形民俗文化財の保存のため必要な指導又は助言をすることができることとした。（第九〇条の九関係）

㈢　登録無形民俗文化財保存活用計画の認定

(1)　登録無形民俗文化財の保存地方公共団体等は、登録無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができることとした。（第九〇条の一〇第一項関係）

(2)　文化庁長官は、(1)の申請があった計画の実施がその登録無形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をすることとした。（第九〇条の一〇第三項関係）

3　地方公共団体による文化財の登録

㈠　地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財で当該地方公共団体の区域に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができることとした。（第一八二条第三項関係）

㈡　都道府県又は市町村の教育委員会は、㈠に係る登録をした文化財であって文化財登録原簿に登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができることとした。（第一八二条の二第一項関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、3については令和四年四月一日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（財務省）

1　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二三年法律第一一七号）及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二四年法律第一〇一号）の規定により令和三年度から令和七年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であって当該各年度所属の歳入とされるものについて、日本銀行における受入期限を当該各年度の翌年度の六月三〇日までとすることとした。

2　令和二年度出納整理期間に発行される1の公債につき、所要の経過措置を設けることとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四七号）（総務省）

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第七〇号）の施行期日は、令和三年五月一日とすることとした。

◇麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第一四八号）（厚生労働省）

1　麻薬取締官の資格要件のうち、大学等において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業し、学士の学位を有する者であることを、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、通算して一年以上麻薬取締りに関する事務に従事したものであることに見直すこととした。（第一〇条第三号関係）

2　麻薬取締官の資格要件のうち、短期大学等において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業した後、通算して一年以上麻薬取締りに関する事務に従事した者であることを削除することとした。（第一〇条第四号関係）

3　その他所要の改正を行うこととした。

4　この政令は、令和三年五月一日から施行することとした。